

## 喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務の目的及び内容に最も適した指定管理者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務

#### (2) 業務内容

喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務仕様書

(以下「仕様書」という。) のとおり

#### (3) 指定の期間

令和7年4月1日(火) から令和10年3月31日(金) までの3年間

#### (4) 積算上限額

9,313,000円(消費税相当額を含む)

### 3 受託者選定方法

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 参加表明書受付日現在で、北海道に有人の本店(本社)、支店又は営業所等を有し、喜茂別町での打ち合わせ等の出席に支障がなく、緊密な連絡調整が可能な者であること。
- (2) 喜茂別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第8条の規定に該当していない者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項もしくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項もしくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 会社法(平成17年法律第86号)第511条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止となっている者でないこと。

(8) 自己又は自社もしくは自社の役員等が、喜茂別町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第4項又は同条第5項の規定に該当しない者であること。

(9) 国税及び地方税の未納、滞納がない者。

#### 5 指定管理者指定申請書の提出

「4 参加資格」の全ての要件を満たした者が参加を希望する場合は、指定管理者指定申請書（喜茂別町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則 別記第1号様式）（以下「申請書」という。）を下記のとおり提出すること。

##### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式1）（以下「参加表明書」という。）

イ 申請書（別記第1号様式）

ウ 申請書関係書類

① 申請資格を有していることを証する書類（様式2 参加申立書）

② 管理に係る事業の計画書

③ 管理に係る収支の計画書

④ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書、収支計画書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類

⑤ 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類

⑥ 法人にあつては、登記簿の謄本

⑦ 事業において本町振興への取組みを説明する書類

##### (2) 提出部数

正本1部及び副本5部

##### (3) 提出方法

持参又は郵送等により、提出すること。持参の場合は事前に下記「5（5）提出先」に電話連絡の上、持参すること。郵送等の場合は、提出期間内に提出先に必着とする。この際、書留郵便等の手渡しで配達される方法を用い、到着の有無について提出先に確認すること。

##### (4) 申請者受付締切

令和6年11月25日（月）午後5時まで

持参の場合の受付は、平日午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間を除く。）の間で行う。

##### (5) 提出先

建設課管理係

住 所：〒044-0292 虻田郡喜茂別町字喜茂別 123 番地

電 話：0136-33-2211（代表）

e-mail：kensetsu@town.kimobetsu.lg.jp

## 6 申請書作成上の留意事項

### (1) 事業の計画書に記載する事項

#### ア 施設の活用にあたっての運営方針

- ・公園及び特産物直売センター活用の基本的な考え方。
- ・施設を運営していくにあたっての経営方針、雇用計画など。
- ・町民の利活用の方策及び地元雇用への配慮。
- ・当該業務を実際に担当する業務責任者の氏名、年齢、資格、経歴等。  
(業務責任者調書(様式3)に記載する)

#### イ 施設ごとの管理方法

- ・パークゴルフ場、野球場、特産物直売センター、公園、それぞれについて記載する
- ・各施設の利用料金の徴収方法。
- ・施設の利用時間及び休業日。
- ・利用料金の減免に関すること(高齢者、障害者、団体などへの配慮)。
- ・有料施設の利用許可及び商行為、興行、展覧会、競技会、その他これらに類することの扱いについて。

#### ウ 個人情報保護に関すること

- ・管理に係る業務を行うに当って知り得た個人情報の保護に関する取扱について記載する。

### (2) 収支の計画書に記載する事項

#### ア 事業収支見込み

- ・3年間の管理運営に係る事業収支予定と収支予定の積算根拠を施設毎に記載する。

#### イ 町が支払うべき管理費用を記載する。

## 7 質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和6年10月17日(木)から令和6年11月18日(月)午後5時まで

### (2) 提出方法

質問書の提出は、参加表明書に記載されたメールアドレスから、質問書(様式4)データを添付した電子メールを、下記のメールアドレス宛に送信することによって行うものとする。なお、電話及び直接来庁による質問には応じないものとする。

**e-mail : kensetsu@town.kimobetsu.lg.jp**

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問の有無にかかわらず、このプロポーザルへの参加をした者全員に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールをもって随時行うものとする。

## 8 指定管理者候補者の特定等

### (1) 選定方法等

指定管理者候補者の特定は、喜茂別町公の施設に係る指定管理者選定委員会において喜茂別町公園及び特産物直売センター指定管理業務に関する公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき審査を行い、次により選定する。

ア 1次審査として申請書関係書類を審査し選定する。

イ 1次審査で選定された者による2次審査を行う。

ウ 2次審査として申請書等、提出書類を基にヒアリングによる審査を行う。

### (2) 選定結果の通知

1次審査結果の通知は、申請書を提出した全ての者に、令和6年11月26日（火）までに書面で通知する。2次選定結果の通知は、令和6年11月29日（金）までに、2次審査に参加した者に、同様の方法をもって行うものとする。

### (3) 選定結果の公表等

審査結果については、事業者名を匿名とし、順位及び点数を町ホームページで公表する。ただし、2次審査において最良の申請者に特定された者については、事業者名も公表する。なお、この審査に関する異議等は、一切受け付けない。

## 9 2次審査（ヒアリング）

### (1) 実施日時・場所

日時 令和6年11月27日（水）午前10時（予定）

実施日時、場所は、2次審査に参加する者に通知する。

### (2) 実施時間

1者につき15分以内（申請書に基づく説明10分以内、質疑応答5分程度）とする。

### (3) その他

ア 審査は、非公開とする。

イ 申請者からの説明は、申請書に沿ってわかりやすく簡潔に行うこととし、説明のスタイルは自由とする。

ウ パソコンを利用した説明は、一切認めない。

エ 会場に入室できる者は1社3名以内とし、業務の業務責任者調書（様式3）に記載された業務責任者は必ず出席すること。

## 10 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 前記「4 参加資格」の参加資格の要件を満たさなくなった場合、又は満たさな  
いことが明らかになった場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合。

(4) 見積書の見積額（消費税相当額を含む総額）が前記「2 業務の概要」中、  
「(4) 積算上限額」を超えている場合。

(5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合。

#### 1.1 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるとき、中止又は取り消すことがある。この場合においても、プロポーザルに要した費用等を喜茂別町に請求することはできない。

#### 1.2 参加者の辞退

申請書の提出後、都合によりプロポーザルを辞退するときは、すみやかに「1.6 問い合わせ先」まで連絡の上、辞退届（様式5）を提出すること。

#### 1.3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 申請書等は、契約予定者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがあることを了承されたい。

#### 1.4 スケジュール

- (1) 公募の開始 令和6年10月17日（木）
- (2) 参加表明書・申請書受付締切  
令和6年11月25日（月）午後5時まで
- (3) 質問受付 令和6年10月17日（木）から  
令和6年11月18日（月）午後5時まで
- (4) 2次審査（ヒアリング）  
令和6年11月27日（水）午前10時（予定）
- (5) 結果通知 令和6年11月29日（金）（予定）

#### 1.5 指定管理者の指定及び協定等

##### (1) 指定管理者の指定

指定管理者は、喜茂別町議会の議決を経て決定する。

##### (2) 協定の締結

喜茂別町と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る指定、管理料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結する。

##### (3) 指定後の留意事項

指定管理者が協定締

結後までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

- ① 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められたとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認

められたとき。

#### 1 6 問い合わせ先

本プロポーザルに関する問い合わせ先は次のとおりとする。

建設課管理係

電 話：0136-33-2211（代表）

F A X：0136-33-3577（代表）

e-mail：kensetsu@town.kimobetsu.lg.jp

なお、本要領及び仕様書の内容に関する問合せは、「7 質問の受付及び回答」のとおりに質問書（様式4）を提出すること。